

## 4-1 障がい福祉計画の概要

### （1）計画の概要

#### ①法定計画としての障がい福祉計画

障害者基本法に基づく「障害者計画」の実施計画として位置づけ、障害者自立支援法第88条第1項に定める法定計画として策定します。

#### ②障がい福祉計画の基本理念

- ①障がい者の自己決定と自己選択の尊重
- ②市町村を基本とする仕組みへの統一と3障がいの福祉サービスの一元化
- ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

#### ③障がい福祉計画の目的

障害者自立支援法第88条第2項各号に規定する項目を定め、障害福祉サービスを積極的に提供します。

#### ④障がい福祉計画の期間

第3期久喜市障がい福祉計画の期間は、平成24年度から平成26年度までとします。

第1期 平成18年度から平成20年度

第2期 平成21年度から平成23年度

第3期 平成24年度から平成26年度

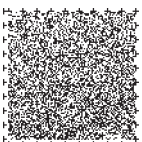
#### ⑤障がい福祉計画の見直し

平成26年度に計画を見直し、第4期計画を策定します。

#### ⑥留意事項

本計画では、見込み量を算出するに当たって（人日）という表記を使用している箇所があります。これは以下の算式により求めています。

人日分＝（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数）



（2）平成26年度の数値目標

①施設入所者及び退院精神障がい者の地域生活への移行

項目	数値
平成17年10月1日時点の入所者数	145人
【目標値】地域生活移行者数	44人

②精神障がい者関係の目標値

項目	数値
受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院者数	14人

退院可能精神障がい者数は、埼玉県提供データによる。

③福祉施設から一般就労への移行

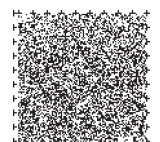
項目	数値
平成17年度の一般就労移行者数	1人
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	9人

④就労移行支援事業の利用者数

項目	数値
平成26年度末の福祉施設利用者数	475人
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	23人

⑤就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

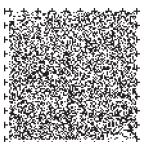
項目	数値
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（A）	3人
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	117人
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数（B）	120人
【目標値】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	2.5%



## 4-2 サービスごとの見込と確保策

### （1）訪問系サービス

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
居宅介護	障害程度区分1以上の障がい者 一定の障がいにより支援が必要な障がい児	食事や排せつなどの身体介護、調理や洗濯などの家事援助等
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者のうち以下のいずれにも該当する者 ①障害程度区分4以上 ②二肢以上に麻痺がある ③「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外	食事や排せつなどの身体介護、調理や洗濯などの家事援助等、コミュニケーション支援、外出時における移動介護などを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者	移動時及びそれに伴う外出において必要な、移動の援護及び視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を有する者のうち以下のいずれにも該当する者 ①障害程度区分3以上 ②行動障がいやコミュニケーション及びてんかんに関する12項目中の合計点数が8点以上  一定の障がいにより支援が必要な障がい児	自己判断等が制限されている方が行動するときに必要な外出支援を行う。（危険回避や社会的に問題のある行為の制止、発作への対応などを含む）
重度障害者等包括支援	常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者 障害程度区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者 ①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態にある障がい者（ALSなど気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者、または、最重度知的障がい者） ②行動関連項目（11項目）の等の合計点数が15点以上の強度行動障がいのある者	常に介護が必要な方の中でも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行う。



### ◆見込量の考え方（単位：時間）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスについては、平成23年度と平成24年度の予算編成時の動向を比較すると、次のとおりとなる。

	平成23年度	平成24年度	変化率
年間利用時間	52,536時間	57,816時間	+10%
年間利用人数	182人	186人	+2%

年間利用時間については毎年度10%増加、年間利用人数については毎年度2%増加すると想定する。

平成24年度については、予算編成時の数値を見込量とし、平成25年度、平成26年度については、上記で想定する増加率を乗じる。

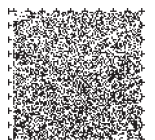
### ◆見込量

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス (時間数/月)	4,818時間	5,300時間	5,830時間
訪問系サービス (人数/月)	16人	16人	17人

### ◆確保の方策

在宅における障がい者の自立した生活を支援していくために、事業者に対して、広く情報提供を行うなどして、事業者の参入促進を図る。

重度障害者等包括支援については、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる事業者の確保を図る。



## （2）日中活動系サービス

### ①生活介護

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者 ①障害程度区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上 ②年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が2（施設へ入所する場合は区分3）以上	主として昼間に障がい者施設等で、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などを利用する。

### ◆見込量の考え方（単位：人日分）

	平成 23 年度	平成 24 年度	変化率
年間利用人数	123 人	129 人	+5%

法体系の変化による増加分を除く純粋な年間利用人数を平成23年度と平成24年度を比較し、年間利用人数は毎年度5%増加すると想定する。平成24年度からは、障害者自立支援法に基づくサービス体系の変化、加齢児増加分を考慮すると291人の利用者が見込まれるため、上記の伸び率5%を平成25年度、平成26年度のサービス見込み量に反映させる。

これにより推計し算出された利用人数に、月間平均利用日数を乗じたものを見込量とする。月間平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定する。

### ◆見込量

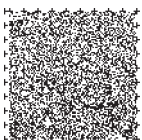
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	291 人	306 人	321 人
延べ利用日数（人日）	6,402 人日分	6,732 人日分	7,062 人日分

※利用者数×22日

※平成24年度のみ予算編成時の想定数

### ◆確保の方策

利用ニーズに応じた日中活動の場の確保ができるよう、障がい者施設等に対して、必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入促進を図る。



②自立訓練（機能訓練）

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者 ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者	期限付のプログラムに基づき、身体機能の向上のために必要な訓練等を利用する。

◆見込量の考え方（単位：人日分）

平成24年度予算編成時の利用者数を基礎とするが、例年の傾向どおりの人数を想定する。なお、本サービスを提供する事業所が少ないことから、利用者の極端な増減は認められない。

これにより推計し算出された利用人数に、平均利用日数を乗じたものを見込量とする。月間平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定する。

◆見込量

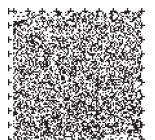
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	0人	2人	2人
延べ利用日数（人日）	0人日分	44人日分	44人日分

※利用者数×22日

※平成24年度のみ予算編成時の想定数

◆確保の方策

対象となる障がい者を受け入れ、サービスを提供できる施設が限定されており、広域的な見地により、活動の場の確保を図る。



### ③自立訓練（生活訓練）

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、以下に該当する一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者 ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等	障がいの状況から自立生活が困難な人が一定期間プログラムに基づき、地域での生活を営む上で必要な訓練等を利用する。

#### ◆見込量の考え方（単位：人日分）

平成24年度予算編成時の利用者数を基礎とするが、例年の傾向どおりの人数を想定する。なお、本サービスを提供する事業所が少ないことから、利用者の極端な増減は認められない。

これにより推計し算出された利用人数に、平均利用日数を乗じたものを見込量とする。月間平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定する。

#### ◆見込量

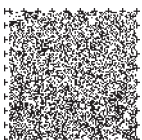
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	6人	9人	9人
延べ利用日数（人日）	132人日分	198人日分	198人日分

※利用者数×22日

※平成24年度のみ予算編成時の想定数

#### ◆確保の方策

対象となる障がい者を受け入れ、サービスを提供できる施設が限定されており、広域的な見地により、活動の場の確保を図る。



④就労移行支援

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障がい者 ①企業等への就労を希望する者 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者	一定期間のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用する。

◆見込量の考え方（単位：人日分）

現時点の就労移行支援事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸びを勘案して、利用人員を求める。

これを基に算出した利用人員に平均利用日数を乗じたものを見込量とする。

	平成 23 年度	平成 24 年度	変化率
年間利用人数	20 人	21 人	+5%

利用人員は、1 か月当たりの利用人数(人日)の実績を算出し、毎年度 5 %増加するものとした。

◆見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	21 人	22 人	23 人
延べ利用日数（人日）	462 人日分	484 人日分	506 人日分

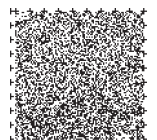
※利用者数×22日

※平成24年度のみ予算編成時の想定数

◆確保の方策

久喜市障害者就労支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労先の確保や職場定着の支援に努める。

新たなサービス事業者の参入に向け、圏域におけるサービス等に関する情報提供や、周辺市町との連携を取りながら参入の促進を図る。





⑤就労継続支援（A型）

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
就労継続支援 A型	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者	利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用する。

◆見込量の考え方（単位：人日分）

平成24年度予算編成時の利用者数を基礎とするが、例年の傾向どおりの人数を想定する。なお、本サービスを提供する事業所が少ないが、障がい者の自立を促進する施策であり、増加の方向性で目標値を設定する。

これにより推計し算出された利用人数に、平均利用日数を乗じたものを見込量とする。月間平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定する。

◆見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	1人	2人	3人
延べ利用日数（人日）	22人日分	44人日分	66人日分

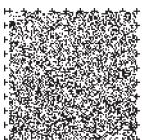
※利用者数×22日

※平成24年度のみ予算編成時の想定数

◆確保の方策

久喜市障害者就労支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労先の確保や職場定着の支援に努める。

新たなサービス事業者の参入に向け、圏域におけるサービス等に関する情報提供や、周辺市町との連携を取りながら参入の促進を図る。



⑥就労継続支援（B型）

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
就労継続支援 B型	就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者 ①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者 ②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった者 ③上記①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された者	一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会の提供を受け、OJT、雇用への移行支援等のサービスを利用する。年齢が高く雇用が困難な障がい者も対象となる。

◆見込量の考え方（単位：人日分）

法体系の変化による増加分を除く純粋な年間利用人数を平成23年度と平成24年度を比較し、年間利用人数は毎年度10%増加すると想定する。

	平成23年度	平成24年度	変化率
年間利用人数	68人	75人	+10%

平成24年度からは、障害者自立支援法に基づくサービス体系の変化、加齢児増加分を考慮すると97人の利用者が見込まれるため、上記の伸び率10%を平成25年度、平成26年度のサービス見込み量に反映させる。

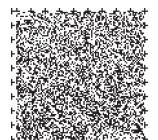
これにより推計し算出された利用人数に月間平均利用日数を乗じたものを見込量とする。月間平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定する。

◆見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	97人	107人	117人
延べ利用日数（人日）	2,134人日分	2,354人日分	2,574人日分

※利用者数×22日

※平成24年度のみ予算編成時の想定数



### ◆確保の方策

久喜市障害者就労支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労先の確保や職場定着の支援に努める。

新たなサービス事業者の参入に向け、圏域におけるサービス等に関する情報提供や、周辺市町との連携を取りながら参入の促進を図る。

### ⑦療養介護

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者 ①ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者 ②筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者であって、障害程度区分5以上の者	主として昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを利用する。

### ◆見込量の考え方（単位：人）

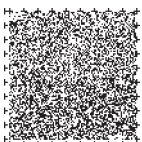
進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者等を基礎として、近年の利用者数の推移等を勘案して、量の見込みを定める。

### ◆見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	2人	2人	2人

### ◆確保の方策

重症心身障害児施設から療養介護への移行にあたり、引き続きサービス提供が行われるようサービス提供事業者と協議しながら適切な対応に努める。



### ⑧短期入所

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
短期入所	障害程度区分1以上である障がい者 一定の障がいにより支援が必要な障がい児	介護者の疾病その他の理由で障害者支援施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを利用する。

#### ◆見込量の考え方（単位：人日分）

現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸びを勘案して、利用人員を求める。

これを基に算出した利用人員に平均利用日数を乗じたものを見込量とする。

	平成 23 年度	平成 24 年度	変化率
年間利用人数	9 人相当	16 人	+77%

利用人員は、1か月当たりの利用人数(人日)の実績を算出し、毎年度約7割増加するものとした。

#### ◆見込量

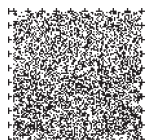
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人日分	200 人日分	350 人日分	625 人日分
利用者数	16 人	28 人	50 人

※利用者数×12.5日

※平成24年度のみ予算編成時の想定数

#### ◆確保の方策

地域において短期入所の受け入れ先が確保できるよう、福祉施設、相談支援機関等と連携し、提供事業者の確保の取り組みに努める。



### （3）居住系サービス

#### ①共同生活援助

#### ②共同生活介護

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要とせず、就労又は自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がい者、精神障がい者	事業者と利用者が賃貸契約を結び、共同生活の場において食事提供その他の日常生活上の世話を利用する。
共同生活介護 (ケアホーム)	・介護を必要とする知的障がい者、精神障がい者 ・障害程度区分2以上である者	事業者と利用者が賃貸契約を結び、共同生活の場において入浴、食事、排せつ等の介護や日常生活上の世話を利用する。

#### ◆見込量の考え方（単位：人）

福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増を勘案して見込んだ数を合算し、利用人員を求める。

これを基に推計し算出した利用人員を見込量とする。

	平成 23 年度	平成 24 年度	変化率
年間利用人数	42 人	45 人	+7%

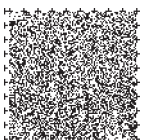
#### ◆見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助・共同生活介護	45 人	48 人	52 人

※平成 24 年度のみ予算編成時の想定数

#### ◆確保の方策

地域移行に向けた生活の場の確保ができるよう社会福祉法人や NPO 法人等の動向の把握に努め、共同生活援助・共同生活介護の整備が促進されるよう努める。



③施設入所支援

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
施設入所支援	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者 ①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の者（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難である者	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う。 ・生活介護の利用者は利用期間の制限なし ・自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

◆見込量の考え方（単位：人）

現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。

	平成 23 年度	平成 24 年度	変化率
年間利用人数	101 人	95 人	-6%

法体系の変化による増加分を除く純粋な年間利用人数を平成 23 年度と平成 24 年度を比較し、年間利用人数は毎年度 6% 減少すると想定する。

平成 24 年度からは、障害者自立支援法に基づくサービス体系の変化、加齢児増加分を考慮すると 146 人の利用者が見込まれるため、上記の伸び率 -6% を平成 25 年度、平成 26 年度のサービス見込み量に反映させる。

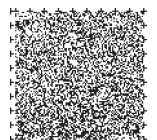
これにより年間利用人数を推計する。

◆見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	146 人	137 人	129 人

◆確保の方策

施設入所が必要な方に対し、共同生活介護や介護保険施設等との棲み分けをしながら、提供事業者の確保の取り組みに努める。



## （4）相談支援

### ①計画相談支援・障害児相談支援

#### ◆見込量の考え方（単位：人）

支援の実施にあたっては、相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施することになる。

このことから、平成24年度は、障害福祉サービス等を利用の障がい者・児のうち、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、施設入所者を見込み、その後2年間にかけ、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成するものとして見込量を算出したものである。

#### ◆見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	20人	22人	25人

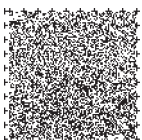
※1か月あたりの計画作成人数

#### ◆確保の方策

サービス利用計画作成の必要な方の把握に努めるとともに、計画作成を担当する事業者の指定は市町村長が行うことから、指定特定相談支援事業者の体制整備に努める。

幸手保健所管内3市3町（久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町）の広域で委託している相談支援事業者5事業所にサービス利用計画の作成を依頼する。

相談支援体制の強化を図るため埼玉北部地区地域自立支援協議会において地域の関係機関のネットワーク化についても協議を行う。



### ②地域移行支援

#### ◆見込量の考え方（単位：人）

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象としていることから、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談が見込まれる人数を想定したものである。

#### ◆見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	2 人	2 人	2 人

#### ◆確保の方策

サービス利用計画作成の必要な方の把握に努めるとともに、計画作成を担当する事業者の指定は市町村長が行うことから、指定特定相談支援事業者の体制整備に努める。

幸手保健所管内3市3町（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡町、宮代町、杉戸町）の広域で委託している相談支援事業者5事業所にサービス利用計画の作成を依頼する。

相談支援体制の強化を図るため埼玉北部地区地域自立支援協議会において地域の関係機関のネットワーク化についても協議を行う。

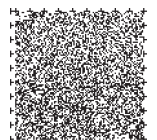
### ③地域定着支援

#### ◆見込量の考え方（単位：人）

居宅において単身又は、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者を対象としていることから、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談、緊急訪問、緊急対応等が見込まれる人数を想定したものである。

#### ◆見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域定着支援	2 人	2 人	2 人





### ◆確保の方策

サービス利用計画作成の必要な方の把握に努めるとともに、計画作成を担当する事業者の指定は市町村長が行うことから、指定特定相談支援事業者の体制整備に努める。

幸手保健所管内3市3町（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡町、宮代町、杉戸町）の広域で委託している相談支援事業者5事業所にサービス利用計画の作成を依頼する。

相談支援体制の強化を図るため埼葛北地区地域自立支援協議会において地域の関係機関のネットワーク化についても協議を行う。

## 4-3 地域生活支援事業

### （1）相談支援事業

#### ◆見込量の考え方（単位：箇所分）

障がい者相談支援事業、地域自立支援協議会の実施見込箇所数。

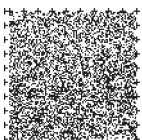
市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業のうち、実施するものについての実施見込箇所数。

#### ◆見込量

障がい者相談支援事業は、幸手保健所管内3市3町が共同で埼葛北障害者生活支援センター「きらら」を中心に5つの指定相談事業所に委託して実施する。

地域自立支援協議会も同様に、3市3町で実施する。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい者相談支援事業			
身体障がい者	1箇所	1箇所	1箇所
知的障がい者	2箇所	2箇所	2箇所
精神障がい者	2箇所	2箇所	2箇所
地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所
相談支援機能の強化	5箇所	5箇所	5箇所
住宅入居等支援	4箇所	4箇所	4箇所
成年後見制度利用支援	4人	4人	4人



### ○障がい者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

事業内容は、①福祉サービスの利用援助、②社会資源を利用するための支援、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介、⑦地域自立支援協議会の運営などである。

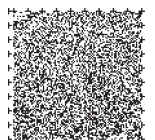
### ○地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、3市3町（久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町）の広域で設置し、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育機関、雇用支援機関、障がい者団体、学識経験者など、幅広い構成員により、定期的に協議を行っている。

総合的な相談業務に加え、障がい者の虐待防止、権利擁護が行えるよう、地域自立支援協議会において「基幹相談支援センター」の設置についての検討を実施する。

### ○相談支援機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図る。専門的職員としては、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置する。



### ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。夜間を含めて緊急時に対応が必要な場合の支援を行う。

対象者は、知的障がい者及び精神障がい者である。

### ○成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。

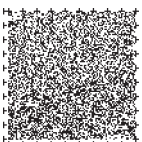
### ◆確保の方策

相談支援体制については、障がい種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。広域的な対応により実施する。また、今後、総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」の設置についての検討を実施する。

地域自立支援協議会も、同様に広域により設置・運営する。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、5つの指定相談事業所のうち対象が知的障がい者及び精神障がい者に限られるため、身体障がい者を対象とする指定相談所を除く4事業所において実施する。

成年後見制度については、市で独自に支援方策を設けており、その利用促進を図る。



（2）コミュニケーション支援事業

◆見込量の考え方（単位：人分、件分）

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思の疎通を図ることに支障のある障がい者等の利用者数及び延べ利用件数について、障がい者数の推移及びニーズ等を勘案して量を見込む。

◆見込量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者の派遣（年間）	384 件分	434 件分	490 件分
	442 人分	478 人分	516 人分
要約筆記者の派遣（年間）	2 件分	2 件分	2 件分
	6 人分	6 人分	6 人分
手話通訳者設置事業	100 人分	100 人分	100 人分

○事業の対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等。

○手話通訳者

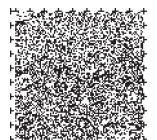
手話通訳士 手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けたもの。

手話通訳者 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録されたもの。

手話奉仕員 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録されたもの。

○要約筆記者

要約筆記奉仕員 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録されたもの。



### ◆確保の方策

障がい者の生活圏の拡大に伴い、手話通訳者派遣事業については、幸手保健所管内3市3町の広域事業として位置づけを目標とするが、当面人材育成のための講習会等を広域での利用を可能とする。

## （3）日常生活用具給付等事業

### ◆見込量の考え方（単位：件分）

日常生活用具の種類ごとに、平成23年度の実利用者数及びニーズ等を勘案した給付等利用者数を見込量とする。

### ◆見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付	2,930 件分	2,990 件分	3,050 件分

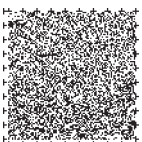
平成24年度のス roma 用装具の利用者数は195人、紙おむつ利用者数は45人見込む。12月分あるのでそれぞれ2,340件、540件見込む。それ以外の日常生活用具の給付を年間50件見込む。平成25年度以降は、身体障害者手帳交付者数及びぼうこう・直腸機能障がい者数の年増加率がおおよそ2%であるため、年間60件ずつ増加するとして算定した。

給付に当たっては、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要なものに適正な用具をより低廉な価格で購入し給付する。

給付品目の選定に当たっては、(公財)テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システムの活用による情報収集を行うなど、同機能であればより低廉なものを給付する。

### ◆確保の方策

給付の決定、給付品目の選定に当たって、適正な運用を図り、地域生活支援事業の安定運営に資するものとする。



## （4）移動支援事業

### ◆見込量の考え方（単位：人）

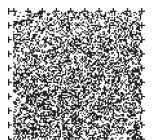
平成22年度の移動支援事業支給決定者数及び支給決定時間に利用者の伸び率等を勘案して見込んだ数を加えて見込み量とする。

### ◆見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援 (年間支給決定者数)	125人	125人	125人

### ◆確保の方策

利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、必要な情報を提供していくとともに新たなサービス事業者の参入促進を図る。



## （5）地域活動支援センター事業

### ◆見込量の考え方（単位：箇所）

機能強化事業Ⅰ型は、平成18年度より広域で2箇所実施している。

地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型の事業実施見込みの合計箇所数は、平成24年度から平成26年度とも4箇所で見込む。

### ◆見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センターⅠ型	2箇所	2箇所	2箇所
地域活動支援センターⅡ型	1箇所	1箇所	1箇所
地域活動支援センターⅢ型	1箇所	1箇所	1箇所
機能強化事業 小計	4箇所	4箇所	4箇所
基礎的事業	4箇所	4箇所	4箇所

※Ⅰ型には市外施設1箇所を含む。

### ○基礎的事業

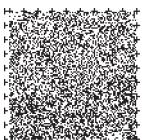
利用者を通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。市の一般財源（交付税）で実施。

### ○地域活動支援センター機能強化事業

基礎的事業に加えて、本事業を行う。一定の体制を整えた場合には、国庫補助事業の対象となる。

#### ①地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。1日当たりの実利用人員が概ね20人以上。



### ②地域活動支援センターⅡ型

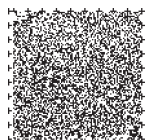
地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。1日当たりの実利用人員が概ね15人以上。

### ③地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。1日当たりの実利用人員が概ね10人以上。

### ◆確保の方策

利用ニーズに応じて既存の事業所の拡充等によりサービスの確保を図ると共に、事業所への情報提供や各種支援に努める。





## （6）その他事業の見込量と確保方策

その他事業として「日中一時支援事業」のほか、社会参加支援のための「手話通訳奉仕員等の養成」等、また、「訪問入浴サービス事業」、及び「障がい者パソコン講座」、「福祉タクシー利用助成」、「重度心身障がい者自動車燃料費助成」、「紙おむつ支給事業」等の事業については利用ニーズに沿った事業の継続実施に努める。

また、日中一時支援事業については、これまでの児童デイサービス利用者や日中ショートステイの利用者のための環境づくりとして事業所の確保に努める。

単位 (人/年)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①訪問入浴サービス事業	8人	8人	8人
②日中一時支援事業	80人	80人	80人
③福祉タクシー利用助成事業	1,132人	1,178人	1,226人
④重度心身障がい者自動車燃料費助成	2,018人	2,099人	2,183人
⑤障がい者パソコン講座	6人	6人	6人
⑥紙おむつ支給事業	76人	76人	76人

